

令和7年10月9日

市政記者クラブ様

港区南陽支所区民福祉課
担当：宇野（電話301-8358）

港区南陽支所における個人情報が含まれる文書の誤送付について

このたび、港区南陽支所区民福祉課において、下記のとおり要介護認定等にかかる通知及び介護保険資格者証（以下「通知書等」という。）の誤送付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

令和7年10月3日(金)、Aさん宛てに送付すべき通知書等を、誤ってBさんのご親族宛てにお送りしたものです。令和7年10月7日(火)、Bさんのご親族からご連絡をいただき、事実が判明いたしました。

2 漏えいした個人情報

Aさんの氏名、住所、生年月日、性別、介護保険被保険者番号

3 対応

10月7日(火)にBさんのご親族に謝罪し、Aさん宛ての通知書等を回収しました。

同日、Aさんには電話にて事情を説明のうえ謝罪し、10月8日（水）に通知書等をお渡しし、再度謝罪しました。

4 原因

介護保険システムにおいて、職員がBさんの送付先情報を入力している最中に、別の職員が受付したAさんの申請に係る情報の入力を依頼されました。当該職員は、Bさんの入力を終え、Aさんの情報を入力しました。その後、Bさんの入力が完了していないと勘違いし、システムの対象者名を確認しないまま、Aさんの画面にてBさんの送付先住所を入力してしまいました。

また、送付先の登録に誤りがないか確認するための送付先情報更新一覧表と各申請書類との確認が不十分でした。

5 再発防止策

- ・端末画面及び送付先情報更新一覧表と、各申請書類との内容確認を徹底します。
- ・職員全員に対し、個人情報保護の重要性について改めて周知し、再発防止の注意喚起をしました。